

<子の監護者の指定調停>

1 概要

離婚した夫婦の間に未成年の子どもがいる場合や、別居中の夫婦の間でどちらが子どもを監護するかが決まらない場合、父母の協議により子の監護者を定めることができます。

例えば、親権者を定めて離婚したとしても、親権者が常に適任者とは限らないので、実質的な子の保護をはかるために、親権者とは別に監護者を定めることがあります。このように子どもの監護者を定めるための協議が調わないとき、又は協議ができないときには、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

子の監護者の指定の調停手続では、申立人が自分への監護者の指定を希望する事情や親権者の意向、今までの養育状況、双方の経済力や家庭環境等の他、子の福祉の観点から、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活環境等に関して事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握し、子どもの意向も参考にして取決めができるように、話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立人(申立てができる人)

父
母
監護者

3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所

(ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。)

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市(旧美山町を除く)、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部

宮津市，京丹後市，与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市，綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・子ども1人につき1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・140円切手×相手方数 84円切手×8枚 10円切手×10枚 5円切手×10枚 2円切手×10枚 1円切手×10枚	
③	申立書・・・原本1通，写し1通	
④	進行連絡メモ	
⑤	送達場所の届出書	
⑥	対象となる子ども（未成年者）の戸籍謄本（全部事項証明書）※2	

提出の際には、必ず「書面を提出される方へ D」を予めご確認ください。

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 3か月以内に発行されたものを提出してください。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）